

妊産婦安心出産支援事業実施要綱

1 目的

産婦人科医師の不足や地域偏在が問題となっている中、道内の一部地域においては、分娩可能な産科医療機関までの距離が遠く、妊産婦の心身両面の負担や経済的負担が大きいことから、健康診査や出産にかかる経費について支援することにより、安心して子どもを産むことができる環境づくりを推進する。

2 実施主体

分娩可能な医療機関がある市町村から25kmを超える市町村、離島の市町村又はこれと同等のものとして別表に掲げるもの

3 対象者

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 2の自治体に住民登録のある妊産婦であること。
- (2) 住民登録のある市町村から、別の市町村にある医療機関に通って、妊産婦健康診査を受け、又は出産していること。
- (3) 市町村が作成した支援プランに基づいた妊婦健康診査を受けていること。

4 対象事業

(1) 健康診査への支援

ア 交通費

3の対象者が、別の市町村にある産科医療機関（住民登録のある市町村から25kmを超える場合に限る。）において、健康診査を受けた時に要した交通費に助成する。

イ 宿泊費

離島に居住する対象者が、島外の産科医療機関において、健康診査を受けた時に要した宿泊費に対し助成する。

(2) 出産への支援

ア 交通費

3の対象者が、別の市町村にある分娩可能な産科医療機関（住民登録のある市町村から25kmを超える場合に限る。）において、出産した時に要した交通費に助成する。

イ 宿泊費

3の対象者が、別の市町村にある分娩可能な産科医療機関（住民登録のある市町村から50kmを超える場合に限る。）で出産するために、直前の準備に要した宿泊費に対し助成する。

5 実施要件

(1) 期間

支援の対象となる健康診査の期間は、妊娠届出後出産までの健康診査及び産後概ね1カ月までの健康診査であること。

(2) 回数

支援の対象となる健康診査の回数は、1回の妊娠届出につき出産前14回、

出産後1回を限度とし、出産直前の準備の回数は、1回の妊娠届出につき1回とする。

(3) 宿泊日数

支援の対象となる宿泊は、健康診査については、1回につき1泊分とし、出産直前の準備については、5泊分までとする。

6 支援の手続き

支援を受けようとする者は、対象事業の確認に必要な書類を添えて、実施主体に申請するものとする。

7 費用

道は、4の事業について、別に定めるところにより補助するものとする。

8 その他

この実施要綱に定めるものの他、必要な事項は、2の実施主体と協議して定めることとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年7月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表

振興局	距離区分（住民登録のある市町村から別の市町村にある分娩可能な産科医療機関までの距離）				離島（健康診断時の宿泊費補助、出産準備宿泊費補助）
	25 km ～ 50 km （交通費助成単価 715 円）	50 km ～ 75 km （交通費補助単価 1, 225 円、出産準備宿泊費補助）	75 km ～ 100 km （交通費補助単価 1, 600 円、出産準備宿泊費補助）	100 km ～ 125 km （交通費補助単価 2, 260 円、出産準備宿泊費補助）	
空知	夕張市 芦別市 深川市 由仁町 長沼町 秩父別町 北竜町 沼田町				
石狩	当別町				
後志	蘭越町 真狩村 留寿都村	黒松内町 神恵内村	寿都町	島牧村	

	喜茂別町 岩内町 泊村 積丹町 古平町 赤井川村				
胆振	厚真町 安平町 むかわ町				
日高	えりも町 新ひだか町	日高町 平取町 新冠町			
渡島	木古内町 鹿部町 森町 長万部町	福島町 知内町	松前町		
檜山		江差町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町	上ノ国町 せたな町		奥尻町
上川	士別市 愛別町 上川町 南富良野町 和寒町 剣淵町	音威子府村	占冠村 中川町 幌加内町		
留萌	苫前町	羽幌町 初山別村	遠別町	天塩町	羽幌町（天売島・焼尻島）
宗谷	豊富町	猿払村 幌延町	浜頓別町 中頓別町 枝幸町		礼文町 利尻町 利尻富士町
オホーツク	美幌町 津別町 斜里町 清里町 小清水町 置戸町 佐呂間町 西興部村	興部町	紋別市 雄武町	滝上町	
十勝	士幌町 上士幌町 鹿追町	大樹町 本別町 足寄町	広尾町		

	新得町 清水町 中札内村 更別村 豊頃町	陸別町 浦幌町			
釧路	厚岸町 浜中町 標茶町 鶴居村 白糠町	弟子屈町			
根室	別海町 標津町	根室市 羅臼町			